

第 1 号様式（第 4 条関係）

政策会議案件書（審議案件）

令和 8 年 5 月 20 日提出

案件担当等 部 課	保健福祉部健康づくり課
案件名称	「三浦市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定について
資料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
審議依頼事項	
<p>「三浦市新型インフルエンザ等対策行動計画」を別添のとおり改定することについて</p>	
現状と課題	
<p>三浦市（以下「市」という。）では、2012（平成 24）年 5 月に制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、2015（平成 27）年 2 月に「三浦市インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定した。</p> <p>2020（令和 2）年 1 月に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの世界的な大流行を受け、市民の生命、健康、生活を守るために、迅速なワクチン接種など、本計画の一部を準用して市民、医療従事者、国、神奈川県（以下「県」という。）関係機関と連携し、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合い、感染の波を乗り越えた。</p> <p>国は、2023（令和 5）年 9 月から新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）において新型コロナ対応を振り返り課題を整理したところ、①平時の備えの不足、②変化する状況への柔軟かつ、機動的な対応、③情報発信が主な課題として挙げられた。</p> <p>こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてもしなやかに対応できる社会を目指すことが必要である。こうした社会を目指すためには、①感染症危機に対応できる平時からの体制作り、②市民生活及び地域経済活動への影響の軽減、③基本的人権の尊重の 3 つの目標を実現する必要があるとされた。</p> <p>これらの目標を実現できるよう、政府行動計画が全面改定され、神奈川県行動計画（以下「県行動計画」という。）も改定されたことを受け、新型コロナへの対応で積み重ねた知見や経験を踏まえ、新たな感染症による危機に対応できる体制を整備するため、市行動計画を改定するものである。</p>	

案件担当部課等の見解

市域における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を定める計画として、現行の市行動計画は策定された。

本計画の改定のため、県行動計画と整合をとり、改訂版市行動計画の原案を作成し、庁内意見照会、三浦市医師会及び神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センターへの意見照会、パブリックコメントを実施した。

市町村において行動計画を作成（改定）したときは、速やかに議会に報告し公表するよう特措法で定められており、また国からは概ね令和8年7月までに改定するよう事務連絡により要請されている。

よって本計画の改定後は、令和8年第2回三浦市議会定例会に報告し、公表する。

総合計画及び予算との関係

- 大綱 1 「ひと」がっとなり、健やかな未来を育む都市
- 目標 1 福祉・健康・医療
- 施策 3 市民の「健康力」の増進支援

備考 説明員 江原健康づくり課長
横山地域保健 GL